

○逗子市地域自治システムの推進に関する要綱

平成 26 年 2 月 24 日

逗子市要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域自治システム(以下「システム」という。)の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、逗子市住民自治協議会等に関する要綱(平成 26 年 2 月 24 日施行)に定めるところによる。

(推進体制)

第 3 条 システムの推進体制は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域自治システム統括者
- (2) 地域自治システム副統括者
- (3) 地域自治システム管理責任者
- (4) 地域自治システム副管理責任者
- (5) 地域担当職員

(地域自治システム統括者)

第 4 条 地域自治システム統括者(以下「統括者」という。)は、システム全般を総合的に推進し、次に掲げる事項を所掌し、市長をもって充てる。

- (1) システム全般の方針の決定及びシステムの総合的な推進に関すること。
- (2) 地域担当職員の任命及び配置に関すること。

(地域自治システム副統括者)

第 5 条 地域自治システム副統括者は、統括者を補佐し、統括者に事故があるとき又は統括者が欠けたときは、その職務を代理し、副市長をもって充てる。

(地域自治システム管理責任者)

第 6 条 地域自治システム管理責任者(以下「管理責任者」という。)は、統括者の指示に基づき、システム運用の責任者として、システムの確立、実施、維持及び管理をするため次に掲げる職務を行い、市民協働部長をもって充てる。

- (1) 地域担当職員の総括的な管理に関すること。
- (2) 地域担当職員間の連携・調整に関すること。
- (3) その他統括者の指示に基づくシステムの運用に関すること。

(平成 27 年 4 月 1 日・一部改正)

(地域自治システム副管理責任者)

第 7 条 地域自治システム副管理責任者(以下「副管理責任者」という。)は、管理責任者を補佐し、管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、その職務を代理し、市民協働部次長をもって充てる。

(地域担当職員)

第8条 地域担当職員は、逗子市地域担当職員の職務等に関する規程(平成26年逗子市訓令第1号。以下「職務等規程」という。)に基づき、市長が任命した者をもって充てる。

2 地域担当職員のうち、職務等規程第4条第1項第1号に定める次長の職にある者をリーダーとし、同規程第4条第1項第2号に定める市民協働推進員である者をメンバーとし、地域ごとに地域担当チーム(以下「チーム」という。)を編成し、それぞれ1つの地域を担当するものとする。

3 前項に規定するチームは、リーダー1名及びメンバー6名の7名リーダー3名以内及びメンバー9名以内で構成する。

4 リーダーは、チームのメンバーの中から1名をサブリーダーに指名する。

5 地域担当職員の所属する部課かいは、地域担当職員が行う業務(以下「地域担当業務」という。)を適正に遂行できるよう積極的に協力しなければならない。

(平成29年4月1日・一部改正)

(リーダー及びサブリーダー)

第9条 リーダーは、管理責任者の指示に基づき、担当する地域に係る地域担当業務の責任者として、次に掲げる職務を行う。

(1) 担当する地域における地域担当業務の実施方針の決定に関すること。

(2) 担当する地域における地域担当業務の総括的な実施及び管理に関すること。

(3) 担当するチームのメンバーの地域担当業務の掌理に関することのほか、メンバーの指揮監督に関すること。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(メンバー)

第10条 メンバーは、担当する地域に係る地域担当業務について、リーダーが決定した実施方針に従い、次に掲げる職務を行う。

(1) 担当する地域における地域担当業務の実施に関すること。

(2) 所属する部に係る案件の連絡に関すること。

(地域自治システム推進会議)

第11条 地域自治システムを推進し発展させることを目的として、地域自治システム推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、統括者、副統括者、管理責任者、副管理責任者及びリーダーをもって構成する。

3 推進会議は、統括者が主宰する。ただし、統括者に事故があるときは、副統括者がその職務を代理する。

4 推進会議の主宰者は、必要があると認めるときは、当該会議の構成員以外の地域担当職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は報告させることができる。

(推進会議の所掌事項)

第12条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域自治システム全般の方針に関すること。
- (2) 各チームの活動状況等の報告に関すること。
- (3) 地域自治システムの見直しに関すること。
- (4) その他統括者が必要があると認めること。

(チーム会議)

第13条 リーダーは、必要に応じてチーム員を招集し、チーム会議を開くことができる。

(地域担当職員連絡会議)

第14条 各チームの地域担当業務の実施状況を把握し、情報交換を行うとともに、地域担当職員間の相互の連携調整を図ることを目的に地域担当職員連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、管理責任者、副管理責任者及びリーダーをもって構成する。

3 連絡会議は、管理責任者が主宰する。ただし、管理責任者に事故があるときは、副管理責任者がその職務を代理する。

4 連絡会議の主宰者は、必要があると認めるときは、当該会議の構成員以外の職員の出席を求めることができる。

5 管理責任者は、重要な案件と判断した場合には、統括者に報告するものとする。

(庶務)

第15条 地域自治システムの庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

(経過措置)

2 第15条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの庶務は、企画課において処理する。

附 則(平成27年4月1日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。